

レンタル中は借受人が車両管理責任者です。
自損他損にかかわらず事故・破損の対応はすべて自動車保険の範囲までです
保険利用でも自己負担額（10万円）までのご請求いたします。
（ご自身加入の自動車保険を使っていただいても問題ありません）

自動車保険の範囲で行います。
中に発生した損傷は自損他損い
負担いただきます。

貸出時のチェック表と比べ、返却された車両に傷や損傷が発見されたときは借受人様には下記のうち
れかの方法で修理費をお支払いいただきます。

なお、貸出時の傷
傷を認めない場合
理費をお支払い

傷チェック表にない傷や損傷のに対して修理金額をご請求します。
明らかに使用中に発生した傷を認めなかったり、修理代金を払っていただけない場合
最悪の場合法的手段をとります。

万が一貸渡期間中に有償の修理が発生した場合の支払い方法は次の通りです

(イ) 車両返却時に当社の提示する金額をその場でお支払い。支払いは下記の方法によります。提示額

(イ)

返却時に損傷を見て弊社が提示した金額をその場でお支払いいただければそれで終了です。
実際の修理で超過しても差額余剰金が発生してもご請求はや返金はしません。
ノンオペレーションチャージが発生してもご請求しません。
実際修理するか否かや修理や対処方法は弊社判断になります。
提示額を承諾していただけない場合は(ロ)でのお支払いとします。

チャージ)が発生しても、返金や差額の請求はいたしません。
また、破損個所の実際の修理は当社判断で行います。

(ロ)

通常の修理をします。
返却当日に修理一時金として10万円をお支払いいただきます。
実際の修理が10万円に満たない場合は振込手数料を引いた差額を返金します。
ノンオペレーションチャージが発生した場合は追ってご請求いたします。

見積りや修理まで車両が営業に使えない場合は、加えてノンオペレーションチャージ（営業
補償）が発生します。

(ハ)

(イ)にするか(ハ)にするかは原則借受人様に判断してもらいますが、弊社がそれを認めない
場合は弊社の指定する方法でお支払いしていただきます。

上記内容を了承いたしました

令和 年 月 日
借受人

貸渡人

この書面は「ざっくり説明」です。
文言に関するニュアンスなどは原文書を優先いたします。
内容に関して差異があった場合は原文書を優先いたします。